

## 農業委員会だより

### 令和5年度浪江町標準農業労働賃金協定表

令和5年度の標準農業労働賃金を以下のとおり設定しました。  
協定表記載の労働賃金は目安であり、個々の状況に応じた料金で双方協議の上、決定してください。  
また、記載されている金額には、消費税額は含まれておりません。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

#### 【労働作業】

作業名	単位	作業単価(円)	摘要
一般農作業	1日	7,200	1日8時間、1時間当たり900円(食事なし)

#### 【請負作業】

作業名	単位	作業単価(円)	摘要	
耕起	ロータリー耕	10a	5,000	
	二番耕	10a	4,000	
	ブ라우耕	10a	7,000	耕うん深度は15cmを基準とする
機械による畔塗り	1m	40		
代かき	10a	6,000		
機械田植	10a	7,000	側条施肥無しは1,000円減とする	
直播	10a	6,000	湛水、乾田共通	
機械による畦畔の草刈り	1時間	1,500	自走式は500円増しとする	
トラクターによる草刈り	10a	7,000	畦畔、法面含む	
防除	動力散布機	10a	800	薬剤は委託者負担とする
	動力散布機(自走式)	10a	3,800	薬剤は委託者負担とする
	ドローン	10a	1,500	薬剤は委託者負担とする
コンバインによる刈取り	10a	16,000	籾運搬費については、同地区内1,000円、地区外1,500円を加算する	
乾燥・調整	60kg	1,600	籾摺り含む。色彩選別は含まない	
色彩選別	60kg	700	乾燥・調整と同時に行うときは400円とする	
籾摺り	60kg	600		
肥料散布	10a	1,500		
堆肥散布	10a	3,000	10aあたり1tを基準とし、積込みを含む	

※30a以上の圃場整備完了田が基準となっています。  
※上記に記載されていない作業、未整備田・特殊田、燃料費の高騰分については双方協議し、決定してください。

4月総会に提出する議案の申請締切日は、4月3日月です。お早めにご相談ください。

☎ 農業委員会事務局(農林水産課内) ☎ 0240(23)5706

ここから下は広告です。



住んでいたいまち  
住んでみたいまち

なかよく みんな えがおの  
花咲くまち なみえ

町が行っている取組についてお知らせします。

みんなで  
ともに  
乗り越えよう

### かもめミライ水産株式会社が地鎮祭を開催 ～【サバ】陸上養殖イノベーションセンター～

1月17日(火)、北産業団地においてかもめミライ水産株式会社が陸上養殖施設を建設する地鎮祭を執り行いました。

地鎮祭では、かもめミライ水産株式会社の白井弘行代表取締役、親会社にあたる日揮株式会社の山口康春取締役副社長執行役員から「養殖したサバを浪江町の特産品にする」という心強いメッセージがあり、吉田栄光町長は「浪江町の水産業ブランド復活に向けパートナーとして末永くお付き合いいただきたい」と述べました。

なお建設工事は3月に着工し完成および事業開始は令和6年3月を予定しています。初出荷は令和6年9月頃の見通しです。



鉄入れを行うかもめミライ水産の白井弘行代表取締役

来賓を代表して挨拶をする吉田栄光町長

☎ 産業振興課産業創出係 ☎ 0240(34)0248

### 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)から皆さんへ

「東京電力から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な国の機関「ADRセンター」が無料で仲介します。

☎ 0120(377)155 (月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)10時～17時)

《和解事例》 浪江町から避難した申立人ら(父母及び子)について、父と母が別離後いったん合流したものの、子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、①日常生活阻害慰謝料(増額分)として、世帯全体に対し、平成30年3月までの間の別離期間について月額3万円、子に対し、不登校となったこと等を考慮し一時金10万円が賠償されたほか、②避難費用として、平成31年3月までの避難先での駐車場使用料や家族間面会交通費等の一部が賠償された。

【公表番号1818・令和4年1月4日成立】

《和解事例》 浪江町から避難した申立人夫婦について、乳幼児2名(当時生後1か月の子を含む)を連れての避難生活であったこと、申立人妻は産後間もなく体調が万全でなかったこと等を考慮し、上記子らの世話の負担の程度等に応じて、平成23年3月は月額12万円、同年4月は月額8万円、同年5月から平成24年10月までは月額5万円、同年11月から平成29年3月までは月額3万円(合計269万円)の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された。【公表番号1834・令和4年3月10日成立】

※これらは、申立人の個別事情に基づいた和解例であり、一般的に適用される基準ではありません。

☎ 総務課賠償支援係 ☎ 0240(34)4638

